

新旧対照表【益茂の証券総合取引約款】

(下線部分を変更)

新	旧
第1章 証券総合取引	第1章 証券総合取引
第1条 (現行どおり)	第1条 (省 略)
第2条 証券総合取引の利用	第2条 証券総合取引の利用
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) お客様は、上記(1)⑩の取引については、次の①から⑤に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。	(2) お客様は、上記(1)⑩の取引については、次の①から⑤に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。
① (削 除)	① <u>有価証券、その他当社において取扱う証券から発生する利金・分配金を公社債投信コースへ入金する方法</u>
② (削 除)	② <u>有価証券、その他当社において取扱う証券から発生する利金・分配金を日本パーソナルMMF (マネー・マネージメント・ファンド) (以下「日本パーソナルMMF」といいます。) コースへ入金する方法</u>
①～② (現行どおり)	③～④ (省 略)
(3) (現行どおり)	(3) (省 略)
第3章 日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド) の契約	第3章 日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド) の契約
第1条～第8条 (現行どおり)	第1条～第8条 (省 略)
第9条 キャッシング (即日引出)	第9条 キャッシング (即日引出)
お客様は、第7条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法 (以下「キャッシング」といいます。) によります。	お客様は、第7条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法 (以下「キャッシング」といいます。) によります。
① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本MRFの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MRFを担保に、金銭を貸出すことができます。 ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。	① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本MRFの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MRFを担保に、金銭を貸出すことができます。 ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。 <u>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</u>
② 上記①の返還可能金額は、次の計算式により算出します。 返還可能金額 = 返還請求日のお客様の所有口数 × 返還請求日前日の基準価額	<u>返還可能金額 = 返還請求日のお客様の所有口数 × 返還請求日前日の基準価額</u>
③～⑤ (現行どおり)	② <u>上記①の日本MRFのキャッシングによる貸出残高と日本パーソナルMMF (マネー・マネージメント・ファンド) のキャッシングによる貸出残高とを合計して500万円までとします。</u> ③～⑤ (省 略)
第10章 投資信託の累積投資取引	第10章 投資信託の累積投資取引
第1条～第7条 (現行どおり)	第1条～第7条 (省 略)
第8条 キャッシング (即日引出)	第8条 キャッシング (即日引出)
(1) お客様は、第7条に基づく日本MRFの返還請求により当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、	(1) お客様は、第7条に基づく <u>日本パーソナルMMF 及び日本MRF</u> の返還請求により当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に

次の①から⑤の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本MR Fの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。

ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

② 上記①の返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額}$$

③ 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する日本MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、第7条の換金手続きを行います。

④ 上記③の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。

また、当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。

（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。）

$$\text{貸出金利} = \text{解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実} \\ - \text{源泉税相当額}$$

⑤
(現行どおり)

(2) (現行どおり)

以上
平成28年6月改正

受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本パーソナルMMFについては残高とキャッシングのお申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MR Fについては残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本パーソナルMMF又は日本MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

〈日本パーソナルMMF〉

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約される受益権に係るキャッシングのお申込みがあった日の前日までの分配金} - \text{源泉税相当額}$$

〈日本MR F〉

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額}$$

② 上記①の日本パーソナルMMFのキャッシングによる貸出残高と、日本MR Fのキャッシングによる貸出残高とを合計して500万円までとします。

③ 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する日本パーソナルMMF又は日本MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、第7条の換金手続きを行います。

④ 上記③の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。

また、日本パーソナルMMFについて当該金銭のうち、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。

なお、日本MR Fについて当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。

（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。）

$$\text{貸出金利} = \text{解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実} - \text{源泉税相当額}$$

⑤
(省 略)

(2) (省 略)

以上